

# 「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的な考え方」概要

平成12年3月  
ヒト胚研究小委員会

## ヒト胚の研究利用に関する基本的な考え方

ヒト胚の位置付け	○ヒト胚は生命の萌芽としての意味を持ち、他のヒトの細胞と異なり、倫理的に尊重されるべきものであり、慎重に取り扱われなくてはならない。
研究利用の考え方	○医療や科学技術の発展に重要な成果を生む場合、適切な規制の枠組みの下、一定範囲で許容されうる。
遵守されるべき事項	○研究材料として使用するため、新たに受精によりヒト胚を作成しないこと ○ヒト胚の提供者からのインフォームドコンセントの適正な取得及び個人情報の厳重な保護 ○ヒト胚の提供・授受がすべて無償で行われること ○第三者的な立場からの研究の妥当性の確認 など

## ヒト胚性幹細胞に関する規制の枠組み

ヒト胚性幹細胞＝人の成体を構成するあらゆる細胞に分化する能力を持つ細胞。ヒト胚から樹立される。

ヒト胚性幹細胞の樹立	○ヒト胚性幹細胞の樹立は生命の萌芽であるヒト胚を用いることから、ヒト胚の濫用を防ぐため、厳格な規制の枠組みの整備が必要 ・樹立に用いられるヒト胚は、不妊治療の余剰胚に限定 ・ヒト胚の提供者からのインフォームドコンセントの適切な取得 ・樹立したヒト胚性幹細胞の提供・分配の限定 など
ヒト胚性幹細胞の使用	○ヒト胚性幹細胞の使用も、樹立(ヒト胚の滅失)を助長することや、全能性を持つことなどから、管理を徹底する必要がある一定の規制が必要 ・生物学や医療の発展のために必要な研究に限定 ・個体産生など倫理的に問題の大きい研究の禁止 ・ヒト胚性幹細胞の再配布の禁止 など
実施の手続き	○研究の妥当性について研究機関内の審査に加えて、国が確認を行う。 (二重審査) ○研究者の自主性を尊重した柔軟な規制(ガイドライン)

## ヒトクローン胚等の取り扱いについて

ヒトクローン胚等＝ヒトクローン胚、キメラ胚、ハイブリッド胚

基本的考え方	○ヒトクローン個体につながる可能性があること、ヒト胚の操作につながるなどから原則として禁止するべきであるが、科学的な必要性がある場合に限り、個別審査(二重審査)で妥当性を判断する余地がある。 ○ヒトクローン胚等の規制の枠組みは、クローン個体産生を禁止する法律に位置付ける必要がある。
個別審査の対象となりうる研究	○卵子の細胞質に由来する特定の疾患の発症予防研究 ○ヒトES細胞樹立に向けた核の初期化プロセスの研究 ○動物を利用して移植可能なヒト由来の臓器を作成する研究 など

## 今後の課題

○本報告書の検討を踏まえ、今後、生命倫理委員会等でヒト胚研究のあり方全般について議論を深めていく必要がある。